

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

### 告 示

○道営土地改良事業計画の決定..... (農業施設管理課)	13
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	13
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	13
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	13
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	13
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等..... (河川課)	14
○急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防災害課)	14

### 道監査委員公表

○監査公表第5号.....	14
---------------	----

## 告 示

### 北海道告示第607号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、道営土地改良(徹別地区畜産担い手育成総合整備[担い手支援型](区画整理))事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道釧路支庁に備え置いて、平成18年7月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年7月11日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道告示第608号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次の地区について

道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成18年7月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年7月11日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名 事業の種類 縦覧場所  
辰子 丑 畑地帯総合整備[担い手支援型](農業用排水、暗きよ) 北海道留萌支庁  
弟子屈原野 農免農道整備 北海道釧路支庁

### 北海道告示第609号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年7月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 空知郡南富良野町字北落合128の49、128の50
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

### 北海道告示第610号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成18年7月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
  - 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
  - 3 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 北海道告示第611号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年7月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 沙流郡平取町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第612号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年7月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 河川 の 名 称 一級河川石狩川水系仁井別川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成18年7月11日
- 3 廃川敷地等の位置 北広島市島松868番地先から同869番地先まで、同871番地先から同190番5地先まで及び同190番3地先から同202番1地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 4,879.52㎡

北海道告示第613号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年7月11日

北海道知事 高橋 はるみ

稚内東浦その3地区急傾斜地崩壊危険区域  
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線によって囲まれた区域。

市	大 字	字 地	番	標 柱 番 号
稚内市	宗谷村	東浦	64-1	1、2
同	同	同	49番地先道路敷	3、4、5
同	同	同	36-3	6

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した平成16年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総務課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

平成18年7月11日

- 北海道監査委員 高橋 由紀雄
- 北海道監査委員 加藤 唯勝
- 北海道監査委員 宮間 利一
- 北海道監査委員 見野 全